

告 示

埼玉県告示第千三百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス加須浜町店

埼玉県加須市浜町十六番四 外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 造成工事や建物の建築時において、騒音規制法及び振動規制法で定める特定建設作業を行う場合は、特定建設作業実施届出書を提出してください。また、騒音及び振動に関して周辺住民への配慮を行ってください。

(2) 騒音規制法、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例で定める特定施設を設置する場合は、特定施設設置届出書を市へ提出してください。

(3) 資材置場等のストックヤードから搬入する土砂の量が月間五百立方メートル以上の場合は、土砂の排出届出書を県へ提出してください。

(4) 原動機付自転車を除く駐車台数二十台以上収容又は原動機付自転車を含む面積五百平方メートル以上の駐車場を設置する場合には、埼玉県生活環境保全条例に基づき看板等を設置してアイドリングストップを周知させてください。

(5) 交通安全に留意して、前面道路との出入口付近に、安全確認の支障となる構造物や植栽などを設置しないでください。

(6) 建築基準法、その他関係法令及び県条例等を遵守してください。

(7) 交通安全対策について、近隣小・中学校の児童生徒の通学路に指定されているため、工事車両等が通行する際は、児童生徒の安全確保を最優先するよう配慮してください。また、必要に応じて案内看板の設置や交通整理員の配置等の対応をお願いします。

(8) 地域の自治会が開催する祭りや各種行事等への参加・協力についてお願ひします。

(9) 退店、撤退等の際には地域町内会へ早期の情報提供をお願いします。

令和五年十一月二十八日から令和五年十二月二十八日まで

三
縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根部地域振興センター